

公 示

令和 7・8 年度において東北農政局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の契約に係る一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項並びに一般競争及び指名競争に参加しようとする者（建設工事における共同企業体を含む。）の資格審査の申請時期及び方法について、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 72 条第 4 項の規定に基づき、令和 7 年 12 月 26 日付け官報による公示のほか次のとおり公示する。

なお、令和 7・8 年度の資格を既に付与された者については、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はない。

令和 7 年 12 月 26 日

東北農政局長 永井 春信

- 1 契約種類別の希望種別区分は、下記に掲げるものとする。
なお、これらの業種の区分については、別紙 1 の業種区分表に掲げるとおりとする。

記

契 約 の 種 類	建 設 工 事 等 の 種 別
1. 建設工事	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条に規定する建設工事に関する契約
2. 測量・建設コンサルタント等	調査、測量及び設計に関する契約

- 2 一般競争（指名競争）に参加する者の資格に係る基本となるべき事項

（1）資 格

- ア 予決令第 70 条に該当する者は、有資格者としなない。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中「特別の理由がある場合」に該当する。
- イ 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者は、有資格者としなない。
- ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者は、有資格者としなない。
- エ 予決令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち当該期間を経過しない者は、有資格者としなない。
- オ 建設業法第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受けていない者は、有資格者としなない。
- カ 共同企業体を構成する者のいずれかが上記アからオの規定に該当するときもまた同様とする。
- キ 測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者は、有資格者としなない。

(2) 資格審査

一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項について審査した結果を総合的に評価し、契約の種類別に必要な等級に区分して、これを発注の標準となる契約予定金額と対応させて定めるものとする。

ア 建設工事契約

(ア) 建設業法第 27 条の 23 第 2 項及び第 3 項の規定により国土交通大臣が定める項目ごとの同条第 1 項の経営に関する客観的事項

(イ) 専門技術者の状況

(ウ) 東北農政局における工事成績

イ 測量・建設コンサルタント等契約

(ア) 年間平均測量等実績高

(イ) 自己資本額

(ウ) 流動比率

(エ) 営業年数

(オ) 専門技術者の状況

(カ) 東北農政局における測量等施行実績

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は次のホームページから入手することができる。

<https://nnppi.maff.go.jp/guide.html>

(2) 申請書の提出方法

申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、本社（店）が北海道又は東北農政局管内に所在する場合、（3）に掲げる提出先に郵送により提出すること（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。）。

ア 建設工事契約

(ア) 営業所一覧表

(イ) 建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定する総合評定値通知書の写し

(ウ) 業態調書

(エ) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式その 3 又はその 3 の 2 若しくはその 3 の 3 によるものをいう。以下同じ。）の写し

(オ) 共同企業体等調書（経常共同企業体）

(カ) 共同企業体協定書の写し（経常共同企業体）（様式任意）

(キ) 申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で合併後 5 年未満の場合は、当該事実を証明する書類

(ク) グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

(ケ) 行政書士等による代理申請の場合は、委任状

イ 測量・建設コンサルタント等契約

(ア) 測量等実績調書

(イ) 技術者経歴書

(ウ) 営業所一覧表

(エ) 財務諸表類

(オ) 申請者が法人の場合は、登記事項証明書又はその写し

(カ) 登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はその写し）

(キ) 納税証明書の写し

(ク) 行政書士等による代理申請の場合は、委任状

(3) 申請書の提出先及び問合せ先

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟5階
東北農政局農村振興部設計課調整係宛
電話 022-263-1111 (代表) 内線 4150

4 一般競争(指名競争)に参加しようとする者の申請時期及び方法

定期受付期間終了(令和7年1月15日)後、随時受付を行っているが、令和8年度当初からの資格付与を希望する者は、以下の期間に申請書を郵送(書留郵便に限る)により申請するものとする。

令和8年2月2日から令和8年2月27日(当日必着)まで

5 資格審査の結果の通知

資格がある場合は、必要な情報を次のホームページに掲載することにより通知するものとする。

(1) 建設工事契約

https://nnppi.maff.go.jp/publish/comlist/kensetu_top.html

(2) 測量・建設コンサルタント等契約

https://nnppi.maff.go.jp/publish/comlist/consul_top.html

6 有資格者の資格の有効期限

資格を付与された時から令和9年3月31日までとする。

7 注意事項

(1) 共同企業体の取扱いについて、一つの発注機関における同一の工事種別での単体企業と経常共同企業体の両方での登録は認めない。

(2) 3の(2)のアの(イ)に示す「総合評定値通知書」は、申請をする直前に受けたものを有効とする。さらに、令和7・8年度の資格審査に当たっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となる。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類(保険料の領収証書等)の提出が必要となる。

別紙 1

業 種 別 区 分 表

1 建設工事契約

業種の区分	内 容
1 土木一式工事	土木工事業
2 建築一式工事	建築工事業
8 電気工事	電気工事業
9 管工事	管工事業
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業
13 舗装工事	舗装工事業
17 塗装工事	塗装工事業
20 機械器具設置工事	機械器具設置工事業
22 電気通信工事	電気通信工事業
24 さく井工事	さく井工事業
99 その他工事	大工工事業、左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業

2 測量・建設コンサルタント等契約

業種の区分	内 容
1 測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 3 条に規定する測量業務
2 土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 3 条に規定する土地家屋調査業務
3 建設コンサルタント	公共工事の前金払保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第 3 号に規定する建設コンサルタント業務
4 建築士事務所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けて行う建築士事務所業務
5 計量証明	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 2 条に規定する計量証明業務
6 地質調査	地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号）第 2 条に規定する地質調査業務
7 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 2 条に規定する補償コンサルタント業務
8 その他	その他の業務